第4697号	〃	FRN－SN－15型
第4696号	〃	FRN－SN－10型
第4695号	〃	FRN－SN－6型
第4373号	〃	FRN－SV－15RT型
第4889号	進水装置用膨脹式救命いかだ	FRN－SN－37D型
第4890号	〃	FRN－SN－35D型
第4891号	〃	FRN－SN－30D型
第4832号	〃	FRN－SN－16D型
第4446号	〃	FRN－SV－25RD型
第4715号	自動復原膨脹式救命いかだ	FRN－R－50型
第4261号	〃	FRN－R－25型

○関東地方整備局告示第三百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月九日　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十七の項住所の欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都港区赤坂二丁目十七番二十二号赤坂ツインタワー本館」を「東京都港区芝五丁目二十九番十四号」に改める。

○北陸地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間
四十一号及び三百六十号	富山市下大久保字十一番割二二〇七番一から同市下大久保字十番割二五二七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月九日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号及び三百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
富山市下大久保字十一番割二二〇七番一から同市下大久保字十番割二五二七番二まで	前	一二・八〇～二二・〇〇メートル
	後	一三・八〇～四五・八〇〇・二四七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社環境設備計画

二　住所

愛知県名古屋市東区代官町三十九番地二十二号

三　代表者氏名

代表取締役　田鍋　晃一

四　登録年月日

平成二十二年七月二十三日

五　登録建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社環境設備計画　愛知県名古屋市東区代官町三十九番地二十二号

○九州地方整備局告示第九十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年八月九日　九州地方整備局長　岡本　博

(1) 登録年月日

平成二十二年八月二日

(2) 登録番号

九州地方整備局長　10

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人佐賀県土木建築技術協会

(4) 住所

佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸字上深町三千百八十二番地

(5) 代表者の氏名

緒方　耕治

(6) 登録の区分

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第二号及び第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7) 評価の業務を行う事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸三千百四十四番地二

(8) 法第十三条の評価員の氏名

田島　尚之、成冨　秀隆、副島　秀朗

(9) 役員の氏名

緒方　耕治、内田　泰智、**塚**部　芳和、谷口太一郎、末安　伸之、岸本　英雄、三浦　哲彦、島内　正彦、外尾　一則、藤村　豊、江頭　正則、三竿　博史

(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

内田　泰智

(11) 評価の業務を行う区域

佐賀県全域